

令和 7 年 3 月 19 日

行田市議会議長
町田光様

提出者

行田市議会議員 橋本祐一
行田市議会議員 木村博
行田市議会議員 斎藤博美
行田市議会議員 岩崎彰

議案の提出について

下記議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

記

件名 行田市議会委員会条例の一部を改正する条例

理由 全国市議会議長会が定める「標準市議会委員会条例」において、用語の整備及び委員会の開会方法の特例として、オンラインによる方法を可能とする改正が示されたことから、本市議会においてもオンラインを活用した委員会の開催を可能とするため、条例の一部を改正するものである。

議第4号

行田市議会委員会条例の一部を改正する条例

行田市議会委員会条例（昭和42年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「（資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置）」に改める。

第11条の見出しを「（委員長の議事整理権及び秩序保持権）」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるとときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第20条第2項中「定める」を「決める」に改める。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「偏よらない」を「偏らない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第28条の見出しを「（代理人又は文書等による意見の陳述）」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条第3項中「第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書による意見の陳述）」を「第26条から前条まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第30条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項に規定する署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

行田市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)</u>	<u>(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)</u>
第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
<u>(委員長の議事整理権及び秩序保持権)</u>	<u>(委員長の議事整理権・秩序保持権)</u>
第11条 (略)	第11条 (略)
<u>(委員会の開会方法の特例)</u>	
第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるとときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。	
(1) <u>大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u>	
(2) <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u>	
2 <u>前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u>	
3 <u>第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u>	
4 <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議</u>	

改正後	改正前
<p><u>長が別に定める。</u></p>	
<p>(秘密会)</p>	<p>(秘密会)</p>
<p>第20条 (略)</p>	<p>第20条 (略)</p>
<p>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って<u>決める</u>。</p>	<p>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って<u>定める</u>。</p>
<p>(出席説明の要求)</p>	<p>(出席説明の要求)</p>
<p>第21条 (略)</p>	<p>第21条 (略)</p>
<p>2 <u>前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u></p>	
<p>(意見を述べようとする者の申出)</p>	<p>(意見を述べようとする者の申出)</p>
<p>第24条 (略)</p>	<p>第24条 (略)</p>
<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p>	
<p>(公述人の決定)</p>	<p>(公述人の決定)</p>
<p>第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u></p>	<p>第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u></p>

改正後	改正前
2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に <u>偏らない</u> ように公述人を選ばなければならない。	2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に <u>偏よらない</u> ように公述人を選ばなければならない。
3 <u>公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。</u>	
(代理人又は文書等による意見の陳述)	(代理人又は文書による意見の陳述)
第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は <u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により</u> 意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。	第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は <u>文書</u> で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。
(参考人)	(参考人)
第29条 (略)	第29条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。</u>	3 <u>参考人については、第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。</u>
4 参考人については、 <u>第26条から前条までの規定を準用する。</u>	
(記録)	(記録)
第30条 (略)	第30条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的</u>	

改正後	改正前
<p><u>方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u></p> <p><u>により行うことができる。この場合において、同項に規定する署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p>	